

全国性教育研究団体連絡協議会規約

第1章 総 則

(目的及び名称)

- 第1条 本会は、我が国における人間の性に関する教育・研究団体相互の連携を密にし、その発展を図るとともに、性教育の実践・啓発に寄与することをもって目的とする。
- 第2条 本会は、全国性教育研究団体連絡協議会（以下「全性連」）と称し、英語名を Japan Alliance of Sex Education Association (JASEA ジェイシー)とする。

(事業)

- 第3条 本会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 加盟団体相互の情報交換
 - (2) 関係諸団体との連絡、協力
 - (3) 全国性教育研究大会の主催及び協力
 - (4) 全国を次のブロックに分け、各ブロック研究大会等への協力
 - ①北海道 ②東北 ③関東甲信越 ④近畿・北陸・東海
 - ⑤中国・四国 ⑥九州
 - (5) 会報の発行
 - (6) 加盟団体への協力
 - (7) その他、本会の目的達成のために必要な事業

第2章 加盟団体

(資格)

- 第4条 本会は、第1条の目的に賛同する団体をもって構成する。
2. 入会する団体は、入会届を提出し、常任理事会の承認を得る。
 3. 退会する団体は、理事長に退会届を提出する。
 4. 加盟団体の年会費は、10,000円とする。
 5. 年会費の変更については、理事会で決定する。
 6. 本会は、本規約に著しく反した加盟団体に対し、注意または退会を命ずることができる。

第3章 組 織

(役員)

- 第5条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 理事長 1名
 - (2) 副理事長 1名
 - (3) 常任理事 各ブロック1名、学識経験者及び事務局長
但し、当面の間、関東甲信越ブロックについては、2名とする。
 - (4) 理事 各加盟団体 1名
但し、30名を上限とし、上限を超えた場合には互選により選出する。
 - (5) 監事 2名
2. 理事長は、理事長及び常任理事の中から互選により、選出する。
 3. 理事長が選出された加盟団体は、その後、理事を選出する。そのブロックは、改めて後任の常任理事を選出する。
 4. 副理事長は、理事長の推薦を受け、常任理事の中から選任する。
 5. 副理事長は、加盟団体の理事、ブロックの常任理事を兼務する。
 6. 常任理事は、ブロックの理事の中から互選により、選出する。
 7. 監事は、理事長の推薦を受け、常任理事会で承認を得る。
 8. 学識経験者は、若干名とし、理事長、常任理事の推薦を受け、常任理事会で承認を得る。
 9. 役員は、理事会において承認を得なければならない。

(役員の仕事)

第6条

1. 理事長は、会務を総理し、本会を代表する。
2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 常任理事は、会務の企画、立案、執行にあたる。
4. 理事は、理事会において、会務に対する意見を述べることができる。
5. 監事は、会務及び会計を監査し、理事会に報告する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は2年とし、4月1日から翌々年の3月31日までとする。

2. 役員は、再選することができる。
3. 役員が任期途中で事故等により欠け、又は交代した場合、後任の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第8条 顧問は、常任理事会で推薦する。

2. 顧問は、常任理事会の承認を得て置くことができ、オブザーバーとして常任理事会、理事会に出席することができる。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、以下に置く。

- 東京都千代田区神田神保町1丁目3番地 富山房ビル5階
2. 事務局員は、若干名とし、理事長が委嘱する。
 3. 事務局長は、理事長が事務局員の中から選任する。

第4章 会 議

(種別)

第10条 会議は理事会と常任理事会とし、理事会は年1回開催する。但し、必要に応じて開催することができる。

(構成)

第11条 理事会は、理事長、常任理事及び理事をもって構成する。

2. 常任理事会は、理事長及び常任理事をもって構成する。

(機能)

第12条 理事会は、次のことを協議決定する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業及び会計報告
- (3) 役員を選出及び承認
- (4) 会則の変更
- (5) その他、必要な事項

第13条 常任理事会は、次の事項を決定する。

- (1) 理事会の決定した事項の施行に関すること
- (2) 理事会に付議すべき事項
- (3) 事故等により役員が欠けた場合の後任役員を選出及び承認
- (4) その他、会務の施行に関する事項

(開催及び会の成立)

第14条 理事会は、原則として全国性教育研究大会に併せて開催し、理事の過半数の出席をもって成立する。

2. 常任理事会は、理事長が必要に応じて開催し、常任理事の過半数の出席をもって成立する。
3. 会議の議事について、あらかじめ書面により意志を表示した者は出席者とみなすものとする。

(招集)

第15条 会議は、理事長が招集する。

(議決)

- 第16条 理事会の議長は理事長が指名し、決定は出席理事の過半数の賛成を得るものとする。
2. 常任理事会の議長は理事長が指名し、決定は出席常任理事の過半数の賛成を得るものとする。

第5章 経 費

(経費)

- 第17条 本会の経費は、会員の年会費及び賛助金その他をもって充てる。
2. 本会は、第1条の目的に賛同するものから、賛助金その他を受けることができる。

(会計年度)

- 第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。
2. 収支決算は会計年度終了後、監事の監査を経て理事会の承認を得なければならない。

第6章 賛助会員

(賛助会員)

- 第19条 本会規約第4条にかかわらず、団体及び個人の賛助会員を置くことができる。

(賛助会員の入退会)

- 第20条 賛助会員の入会は、事務局において処理をし、常任理事会の承認を得なければならない。
2. 賛助会員の退会は、退会届を理事長に提出しなければならない。

(賛助会員の会費)

- 第21条 賛助会員の年会費は、団体は一口（5,000円）以上とし、個人会員は1,000円とする。

付則

昭和56年	8月	5日	制定
昭和62年	8月	5日	全面改定施行
平成8年	12月	8日	一部改正
平成18年	8月	1日	一部改正
平成21年	8月	5日	一部改正
平成23年	5月	13日	一部改正
平成25年	8月	8日	一部改正
平成28年	8月	5日	一部改正
平成30年	8月	9日	一部改正
令和3年	11月	21日	一部改正